

社会福祉法人幸輝会役員等報酬及び費用弁償規程

第1条 この規程は、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関して定めたものである。

第2条 役員等が理事長の召集する理事会又は評議員会に出席した場合は、1回につき次の報酬を支払う。

役員等報酬：手取り20,000円

2 但し、職員から選出された役員等については、報酬は支払わない。

第3条 監事が業務の監査にあたった場合は、1回につき手取り30,000円の報酬を支払う。

第4条 第三者委員が苦情処理に当たった場合は、1回につき手取り20,000円の報酬を支払う。ただし、苦情処理内容等により増額することができる。

第5条 理事長の職にある理事が、法人の運営管理のために勤務した場合に報酬を支払う。

（出勤簿等職務執行状況を実証する資料を整備保管し、それらに基づき支給する）

理事長報酬：月額400,000円

2 理事長の職にあるものは第2条の報酬は支払わない。

3 職員から選出された理事長については、報酬は支払わない。

第6条 理事及び監事に対して、各年度の総額が6,000,000円を超えない範囲で、報酬として支払うことができる。

第7条 役員等が理事長の依頼により出張した場合は、次による報酬及び費用弁償を支払う。

(1) 報酬 1日につき手取り10,000円

(2) 費用弁償

ア 交通費 実費

イ 日当 1日につき10,000円

ウ 宿泊料 実費

エ 雑費 実費(参加費、資料代等)

2 特別な事由により前項の額によりがたい場合は、当該事由を勘案した額によることができる。

第8条 この規程の施行に関し必要な細則は、理事長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成13年 4月1日から適用する。

平成14年 4月1日 改正

平成15年 4月1日 改正

平成21年12月1日 改正

平成26年12月1日 改正

平成29年 4月1日 改正

令和 2年 2月1日 改正